

かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

大阪地裁の「老朽美浜原発3号機運転禁止仮処分を 求める申立」の却下に抗議する

当会事務局 山本雅彦さん

運転開始から 40 年以上を超えて稼働している関西電力美浜原発 3 号機について、老朽化のリスクに加え、特に敷地近傍に活断層があるなど、地震に対する安全性に問題があるほか、避難計画にも不備があるとして、福井、滋賀、京都3府県の住民らが申し立てていた運転差し止めの仮処分について、大阪地方裁判所第1民事部(井上直哉裁判長、三宅知三郎裁判官、太田多恵裁判官)は住民らの申し立てを却下した。

明らかである。ところが、裁判所は、新規制基準を定めるときに解釈指針を示すような明確な議論をしておらず、その距離は決まっていなと、それよりも短い距離を想定していた議論もされていたことから、規制委員会が「震源が敷地に極めて近い場合」に該当すると判断せず、関電が同断層を「特別な考慮」が必要な活断層にあたりと判断しなかったことが不合理だとは言えないとして、申立人の主張を退けた。

敷地近傍の活断層について

「特別な考慮」をしていない

住民側が、特に強く主張していた美浜原発3号機の震源敷地近傍(東側約 1 キロメートル)にある「白木-丹生断層」の問題で、敷地近傍とは何キロメートルかについて、関電は 250 メートルだと主張した。原子力規制委員会も近傍とは 1 キロメートルと言いながら、「白木-丹生断層」を「特別な考慮」が必要な断層とは認めていない。だが、原子力規制委員会の上記見解(近傍とは1キロ)を前提としても、同断層が敷地近傍の活断層であることは

地裁所の判断は、論理が矛盾しており、

科学的知見を無視している

この判断の間違いは、裁判所が、伊方最高裁判決で示された趣旨の判断枠組みを最初に述べ、関電側が不合理な点がないことを主張・疎明する必要があると言いながら、震源敷地近傍の活断層を「特別な考慮」をしなかったことについて、関電の評価を不合理とはいえないと判示していることである。仮に新規制基準を定めた時点で明確な議論をしていなかったとしても(それ自体が不合理であるが)、その後、ほかならぬ原子力規制委員会自

身によって近傍とは1キロという見解が示された以上、その見解に反することは、明らかに不合理であり、完全に論理が矛盾している。

美浜原発3号機の近傍にある日本原子力発電の敦賀原発は、規制委員会ですら近傍に活断層である「浦底断層」があることを認めている。「白木-丹生断層」も同じ敦賀半島にあり、それらの平均活動間隔は3千年であるため、地質学上、決して無視できるものではない。美浜原発3号機が活断層により影響を受ける度合いは、敦賀原発と同視できるものであって、科学的知見を無視したと言わざるを得ない。

避難計画は、安全に避難できない

計画であり、住民の生命が脅かされる

避難計画の問題について、避難計画に実効性がないと主張したのに対し、そもそも深層防護の第5層の問題だけで差し止めるのはおかしいとして、東海第二原発の水戸地裁の判決に真っ向から反する決定である。1層から4層までが安全だったとしても、避難計画ができていない、もしくは実効性がなければ、具体的危険性があるから止めるべきだというのが、深層防護の思想であり、これは世界共通の考え方である。しかし、それを否定して1層から4層までの危険性が立証されなければ、第5層だけで論じることはできないと判示している。前段否定、後段否定の考え方にまったく反した論理で、結論ありきの決定である。さらに、裁判所は「避難計画に不備があるとも認められない」と判示している。原発が密集している若狭地域で、同時多発的な原発事故を想定すれば、美浜町民が「なぜ原発のあるおおい町に避難しなければならないのか」などの問題を抱えていること、また避難道路が脆弱であることや、避難する際に住民が無用な被ばくをせずに安全に避難できない計画であることなど、住民の生命が脅かされ人格権が侵害されることは明らかである。裁判所はこれらの問題をまったく検討していない。



老朽化対策に問題ないと、

関電の主張をうのみにしている

老朽化の問題では、炉内で発生する中性子の照射によって、原子炉圧力容器が脆くなる中性子照射脆化など設備の劣化が進み、事故の恐れが飛躍的に高まることを主張したが、関電は、劣化状況を適切に把握し、改修を加えた上で新規基準に適合とされており、高経年化に問題はないと主張。裁判所は「関電による経年劣化対策に問題はない」と判示した。ここでも、関電の主張をそのまま受け入れている。

裁判所は、実質的に国民の生命に

関する問題であるから立ち入って審査を

裁判所は、規制基準の合理性、適合判断の合理性を審査しなければならない。それは形式的に審査するのではなく、実質的に国民の生命、財産と暮らしに関する問題であるから、司法は実質的に立ち入って審査しなければいけない。しかし、今回の決定は、総論ではそれを踏襲しているが、実際の内容は、ことごとく規制委員会の主張を認めた上で、関電の判断に不合理な点はないと判示している。結果、裁判所は、司法の役割を放棄していると言わざるを得ない。私たちは、この決定に強く抗議するとともに、原子力規制委員会に、最低限、自らの見解と整合する審査を行うよう強く求めるものである。



「裁判の会」第19回学習会

原発の電源はどうなっているか？

お話し：当会副代表 東山幸弘さん

2022年12月18日 午後2時より

司会進行 当会事務局 大島麻紀

高浜に住んでいます東山といいます。私自身は、原子力発電所の中をつぶさに見ているわけではなくて、実際に施設に入って見たのは1回だけで、自治会の役員をしているときです。その時も、高浜原発の構内をバスに乗って見て回り、タービン室に入ったぐらいで、公開されている一般的な資料を基に話をさせていただきます。私自身は大阪府熊取町にある京都大学複合科学原子力研

究所に勤めていました。そこで電気設備の管理をやっていました。本職は「電気屋」なんです。今回は原発だけでなく、家庭での電気のことにも少し触れたいと思います。

▼福島事故で電気は！？

まず、皆さんが一番気になるのは、東京電力の福島原子力発電所の事故だと思います。事故があったときに、「電気」がどうなるのかということをもまず話していきたいです。

マグニチュード9の東北地方太平洋沖地震が発生したのは2011年3月11日です。福島第一原発の1号機、2号機、3号機が運転中で、4号機、5号機、6号機は停止中でした。稼働中の原発については、大きな地震が起きれば制御棒が自動的に降りて原子炉は停止します。原子炉が停止して核分裂が止まっても、崩壊熱によって炉心からの発熱は止まりません。ポンプで水を循環させて原子炉を冷やさないと大きな災害になるということで、地震が起きて外部電源も途絶えると冷却用のポンプが動かさないので、非常用のディーゼル発電機が起動します。それで福島第一ではこの非常用ディーゼル発電機で冷却用ポンプが作動して冷却を続けていたわけですが、地震の36分後に津波が来て非常用ディーゼル発電機が停止したということになっています。これでポンプが作動できなくなり、全交流電源喪失状態となった。さらに浸水によってバッテリーによる直流電源も使用できなくなった。原子炉停止後の原子炉の水位とか圧力は、直流電源による電気によって監視していたのですが、これもできなくなった。ですから、どういう状態になっているのかが分からないまま事態は進展して、核燃料の溶融（メルトダウン）に至るわけです。時間的な差はありますが、運転中の1号機、2号機、3号機の核燃料は落下し、膨大な放射性物質が環境中に放出されたということです。つまり運転中の原子炉は冷却用のポンプで冷やされているのですが、電気がなくなれば重大な事故につながりかねないということです。

福島第一原子力発電所は、沸騰水型原子炉（BWR）ということで、原子炉の中で蒸気を発生させて発電用のタービンを回すという仕組みです。タービンを回した蒸気

は海水で冷やされて水になり、原子炉に戻るというふうに循環して、発電がおこなわれるわけです。ところが地震によって制御棒が落とされて原子炉が止まります。そこで非常用ディーゼル発電機が自動的に起動して、冷却用のポンプを動かしていたということです。BWRによる発電ではこんなふうになるわけです。

一方で関西電力で使われている原子炉は加圧水型（PWR）です。一次冷却水のポンプと二次冷却水のポンプがそれぞれあります。それから復水器に海水を回すためのポンプなどです。電気を必要とするポンプが多数あります。そしてそれらのポンプのどれかに異常があると原子炉が冷やせなくなるので、非常用の炉心冷却装置があります。この中には原子炉の中に水を注入する高圧のポンプと低圧のポンプがあります。天井から水が出てくるスプレーポンプなどもあります。これらの装置はすべて電気を必要としています。福島と同じことが起こり得るわけです。

▼内部電源と外部電源

ここで電源の話です。まず内部電源というのがありません。原発は「発電所」なので、必要な電気は自分でまかなっています。ですから運転中であれば、ポンプを回すとか計測するとかに必要な電気は自分で発電した電気でまかなっているのです。外からの電気が必要なわけではありません。国内の原子力発電所では、1カ所に1基だけではなく複数基の原発が設置されていますから、ひとつの原発サイトで1基でも運転中であれば、外からの電気は必要ないわけです。ですから高浜原子力発電所にしても大飯原子力発電所にしても、それぞれ4基ありますので、定期点検で点検する場合には、どれか最低1基を動かしておけば原発サイト内の電気はすべてまかなえます。福島の事故が起こる前までは、そのようにしていたので、外部電源の供給ということが問題になることはなかったわけです。ですから、大きな地震で原子力発電所の全原子炉が停止した場合には、必要なポンプの運転、放射線や水位の監視装置、照明などのために外部電源が必要となります。

▼送電線

通常運転の場合は、外部に向けて発電した電気を送電しているわけです。大飯発電所では送電鉄塔が2系統あります。ひとつの送電鉄塔でみた場合、片側3本の電線で1回線です。ひとつの鉄塔で両側合わせて2回線あります。送電鉄塔が2系統ありますから、大飯発電所からは4回線で送電しているということです。電線にかかっている電圧は50万ボルトで、これが4回線ある。より高い電圧にすると送電効率はよいのですが、電磁波の影響が懸念されるということで、国内ではこれが最高の送電電圧になっています。何ボルトの電圧かの大まかな見分け方は、鉄塔電線部分に碍子(がいし)が並んでいま

す。50万ボルトだと碍子が概ね50個並んでいます。1個が1万ボルトという換算です。送電線のほとんどは左右両側で2回線になっていますが、たいていは片側1回線のみを送電に使ってもう一方の回線は予備です。大飯の1号機から4号機が運転していて、最大でも使用するのは2回線、もしかすると1回線でも間に合うくらいの容量を持っています。高浜も原子炉は4基ありますが、送電線は2回線でしたが、4基の原発の電気は1回線で送電していました。しかし近くの舞鶴で45万キロワットの火力発電所が2基できましたので、それを高浜と同じ送電線に載せています。

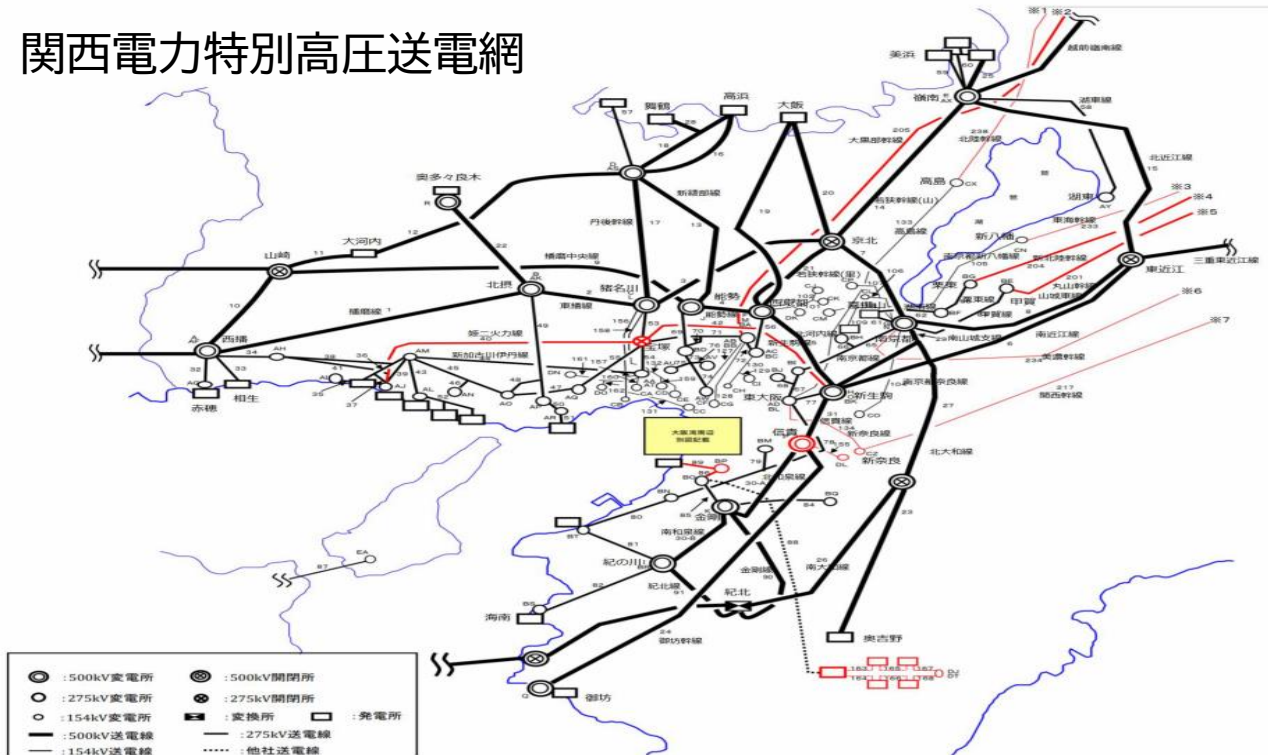
それから大飯の発電所に戻りますが、2系統の送電鉄塔の他に小さな鉄塔があります。これは電圧7万ボルトの鉄塔で外部電源を供給するためのものです。ただこの7万ボルトの鉄塔がだめになっても、発電所の方で切り替えて50万ボルトの鉄塔で外部電源を原発サイトに供給することも可能です。



▼送電網

これは関西電力の特別高圧送電網の図です。関電のホームページからのものです。黒い太い線は50万ボルトと

関西電力特別高圧送電網



27万ボルトの送電系統です。四角は発電所です。瀬戸内海側にずらっと並んでいるのは関電の火力発電所です。岡山県の方からは中国電力からのラインです。これは関電が電力不足の場合に中国電力から融通してもらうためのラインです。紀伊水道のラインは四国電力から電気をもらうための送電線です。それから福井県の若狭地方に注目すると、福井県の嶺北から来ているのは富山県の黒部の発電所から来るラインです。北陸電力から電力をもらう場合もこのラインが利用されます。美浜と敦賀の日本原電の発電所、それからもんじゅの発電所が27万ボルトの送電線で接続されています。これらの美浜町の新庄にある嶺南変電所に入ります。そこから京都の北の京北変電所につながっています。さらに大飯の発電所は2つの系統に分かれます。1回路は京都の北の京北変電所に入り、もう1回路は西京都に入っていきます。高浜の発電所も2系統の鉄塔があり、そのうちのひとつは舞鶴の火力発電所と繋がっています。この高浜の4回路の送電線は京都府綾部にある変電所に入って、中国電力や大阪方面への回路に分かれていきます。

要するに電力網というのはそれぞれが独立しているのではなくて、つながっているということです。ですからどの発電所の電気がどこで使われているかというのは分かりづらいのですが、例えば大飯の発電所の電気は京都の京北へ行って、主として京都市の北部で消費される。高浜については綾部の変電所及び能勢の変電所を経て概ね大阪方面にいくということです。ですから、どこか

で事故により鉄塔が倒壊しても、例えば能勢の方が停電したとしても、瞬間的に他のルートから電気がいくことになるので、高浜原発が停止したからといって直ちに大阪北部が停電状態になることはないです。ほとんど瞬間的に切り替わるので、私たちは気づかないです。同じように大飯の発電所が止まったからといって京都の北部が直ぐに停電することはありません。切り替わる間の0.1秒くらいの停電はあっても、一般には分からないです。送電系統はこんなふうになっているということです。

▼非常用電源

福島事故後に、津波の問題も考慮して新規制基準によって改善されてきたところがあります。その中に「原子炉等を安定的に冷却し重大事故を防ぐ」ということで、電源の強化ということがされています。関電の資料によれば「二つ以上の変電所と複数の送電線(下図の④)で接続する」となっています。ただし、大飯は2系統ありますが、高浜は1系統しかありません。もし外部から電源を供給できない場合には、内部での非常用ディーゼル発電機があります(下図の③)。大飯3、4号機の場合は8900kWの発電機が4台あります。つまり1基の原子炉について予備も含めて2台の非常用ディーゼル発電機があるということです。それから新規制基準で車載の空冷式の発電機(下図の①)を備えることになっています。1825kWの発電機が4台、少し小さな610kWの電源車(下図の②)が5台です。8900kWの大きな発



① 空冷式非常用発電装置(4台) 約1,825kVA/台



③ 非常用ディーゼル発電機(4台)
約8,900kVA/台
*台数は大飯発電所3、4号機の合計



② 電源車(5台)
約610kVA/台



④ 外部電源(送電線)

電機は海水で冷やします。1825kW の発電機は、クルマと同じで空冷の発電機です。

全交流電源喪失状態というのは、鉄塔の倒壊や変電所・制御所の事故・故障等により外部からの電源が来ない状態です。通常は 7 万ボルトの回線ですが、50 万ボルト送電線でも受電可能です。これらの外部電源が遮断されると、非常用ディーゼル発電機が 1 分以内に自動的に起動することになっていますが、一般のディーゼル車と同様に外気温が低いとかかりにくいということがあります。一般のディーゼル車のようにセルモーターで回せないですし、圧縮空気で最初の起動をさせて回すのですが、低温下では起動が困難になることも考えられます。

▼バッテリーの電源が無くなると

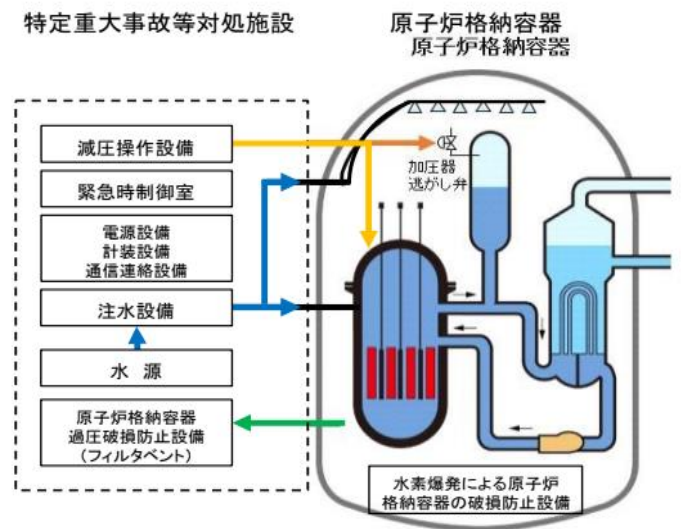
バッテリーの電流は直流なんですけど、これがダメになると原子炉の水位や圧力などの計測、バルブの制御、放射線測定・記録、通信・電話ができなくなります。コンピュータも停止、非常照明も消えてしまいます。東京電力の柏崎・刈羽原子力発電所の所長が、福島第一原子力発電所の事故の経験を職員に伝える中で、何が一番問題かという、電源がなくなることで、部屋の照明が消えて計器が読めないということを挙げています。完全に真っ暗になる。これについては、福島第二で、実際に電源がなくなるとどうなるかという訓練の動画をアップしたのがあります。「福島第二原発 シリーズ原発インサイド」で検索すればヒットすると思いますので、ぜひ見ていただきたいと思います。ここでは、まず警報が出て、いろんな表示が点滅し、ブザーが鳴っています。いろんな対応をしているときにバッテリーの電源もこないという状況で停電になる。真っ暗な中で何をしてよいのか分からないという状況になります。照明というのは案外見落とされがちかなあとと思います。

*編注:東山さんが紹介した「訓練の動画」は、一見の価値あり。ぜひ検索してご覧になってください。

▼特重施設

それから特定重大事故対処施設(特重施設)についてですが、福島第一の事故を教訓に本当に重大事故にな

ったときにこれだけのことは最低限できるようにということで作ることになった施設です。減圧操作設備、注水設備、原子炉格納容器過圧破損防止設備、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備、電源設備、計装設備、通信連絡設備、それぞれのことができる制御室も必要とされています。しかしテロ対策もあって、これらがどんな設備でどこにあるのかは公開されていません。マスコミはもちろんのこと、県の専門委員も多分入れません。電源のことも含めて緊急時に機能するのかどうかわかりません。



○減圧操作設備

・原子炉内の減圧を操作する設備。

○注水設備(ポンプ)

・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。

○原子炉格納容器過圧破損防止設備 (フィルタベント)

・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。

○水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備

○電源設備、計装設備、通信連絡設備

○緊急時制御室

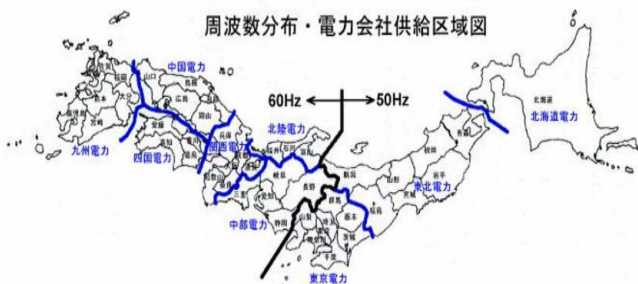
▼一般家庭での電気

次の一般の家庭で使う電気の話もします。まず発電所側から 7 万ボルトの送電鉄塔で来て、変電所で 6000 ボルトに落とします。変電所は町の郊外に 1 カ所くらいあります。一般的には電柱の一番上の 3 本の線が

6000 ボルトです。電柱には変圧器が付いていて、ここで100 ボルトとか200 ボルトに落として一般家庭に引き込むこととなります。ほとんどの一般家庭は単相電灯回路で、電線が3本あります。線間は100 ボルトです。普通は100 ボルトで蛍光灯、LED 灯、白熱灯、そして1500W 以内の器具が付けられます。最近では200 ボルトの電気も一般家庭に入っています。IH コンロや電気自動車の充電用に用いられます。もうひとつ低圧で三相動力回路というのがありますが、これは主に大型のモーターとか空調機を用いる事業所等に用いられます。線間は200 ボルトあります。農家がモーターでいろんな農業機械を動かすというような場合には、三相動力を引き入れている家もあります。

▼周波数

もうひとつ日本では周波数の問題があります。静岡から西の方は60Hz、東の方は50Hzとなっています。交流電流の周波数が国内では分かれているわけです。こんなことになった理由は、明治の初期に発電機を導入した。当時はみんな水力でした。その発電機をアメリカのゼネラルエレクトリック社とかウェスティングハウス社から輸入したところは60Hz、ドイツのジーメンス社から導入したところは50Hz だったわけです。ヨーロッパはすべて50Hz です。アメリカ国内は全部60Hz というふうになっています。どうなるかという、電気によって回転するものについては、60Hz では1800rpm、50Hz では1500rpmと回転数が違ってきます。冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどモーターで動くものは性能低下や過負荷が起きる恐れがある。照明器具、電気ヒーターなどは問題なし。テレビやパソコンなどの電子機器は、内部で交流から直流に変換して動いているので、問題なく使えます。だから冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどは60Hz の



地域から、50Hz の地域へ持ってくると使えないということが起こります。

質疑応答(Q&A)

Q:非常用発電機の起動に圧縮空気を使うとのことですが、コンプレッサーはどの程度のものを使っているのでしょうか。

A:小さなエンジンでしたら、自動車のようにバッテリーでセルモーターで始動できるのですが、大型のディーゼルエンジンですので、セルモーターで回すわけにはいかない。圧縮空気で回転する歯車があって、それで回転させるのですが、コンプレッサーそのものはそれほど大きくなくても、具体的には承知していないのですが、20 キロくらいの圧力があれば回転するのではないかと思います。

Q:直流は送電には向かないのですか。

A:直流というのは、高い電圧の直流にするとすれば大変なんです。直流の発電機でつくれる直流電圧は、100 ボルトか200 ボルト、せいぜい1000 ボルトくらいです。1000 ボルトくらいの電圧で電流を流すとなれば太い電線が必要で、そんな太い送電線は経済的に成り立ちません。交流の場合だと変圧器があれば電圧を簡単にあげられ、電圧をあげれば電流は少なくて済むのですが、直流ではそうはいかないので、送電は直流では難しいということになります。そのために直流はあまり普及しなくて、交流の方が普及しているのです。照明だったら直流でも白熱灯は点くのですが、直流は送電には向かないということです。

Q:周波数の問題は原発の問題と何か関係してくるのでしょうか。

A:直接的には関係してないです。東京の方で電気が足りなくて、関西方面から電気を送る場合に、60Hz のまま送るわけにはいかないの、50Hz にして周波数を変換することが必要になります。ヨーロッパのようにフランスで電気が余っているから、ドイツやイギリスが買うという場合には送電線でそのまま送ったらよいのですが、日本の国内では簡単には送れないということです。

Q:再エネで発電した電気を送電線にのせたら周波数や

電圧が不安定になりませんか。

A:まず再エネというときに太陽光発電のパネルで発電する場合には、出てくる電気は直流です。ですから電線にのせるには直流から交流に変換してのせています。風力発電では交流の電気なので、送電線にはそのままのせられます。周波数や電圧が不安定にならないか、ということなのですが、これは電氣的に制御されていますので、不安定になることはありません。むしろ九州電力で問題になっているのは、原発を全部動かしたために、太陽光の電気を送電線にのせないということが起きています。電気は使う分しか発電できないからなんです。そんなら原発を1基止めたらのせられるんですが、まず原発優先ということで、電気の消費が少ない時には、太陽光発電とはつながないようにしておくことを九州電力はやっています。

Q:送電線が三相になっている理由が分かりません。例えばザボリージャの原発が攻撃されたりして、3本の送電線のうち1本が切れたりしたらどうなるのですか。

A:まず発電機というのはみんな三相で発電しています。ですから1本でも切れたら電気は送れません。停電になります。

Q:非常用ディーゼル発電機が2系統あって、火山灰によるフィルターの目詰まりの問題があると聞いているのですが、フィルターが詰まったのを短時間でどうにかするのは難しいと思うのですが、2系統とも詰まった場合はどうなりますか。空冷式も非常用ディーゼル発電機がだめになるような火山灰が降ったときには使えないような気がするのですが。

A:まず原子炉を運転するためには、1台の非常用ディーゼル発電機だけではだめですよ、という規定になっています。複数ないとだめですよ、と言っている。だから原子炉が2つある場合には、非常用ディーゼル発電機は3台でもいいんです。2つの原子炉に対して1台を予備としておくということです。1つの原子炉に対して常に2台が動かなければならない、ということではありません。ですから1台のフィルターを交換しているときに、予備の1台が動いていればいいわけです。ですから1台が交換中でもう1台が目詰まりして動かないということでは

だめですよ、ということです。

Q:関電が言っている交換というのは無理があるような気がしていたのですが。

A:関電は運転中でも交換できます、と言っているのですが、これは本当かなという感じがしますね。運転を止めて数十分で本当に交換ができるかなという感じがします。

Q:外部電源が全部だめになって、ディーゼル発電機もだめになった場合、空冷式の発電機が動くとなると、それで冷却のためのポンプとかは動かせるくらいの電気なのですか。

A:そのような場合は原子炉は停止状態のはずですよ。その場合は、冷却関連のポンプを優先的に動かさなければならぬ。全体で足りる云々ではなく、優先順位の高いものから動かしていき、最悪の状態にはさせないということになると思います。

*** 紙面の都合上 Q&A のすべてを掲載できません。ご容赦ください。**

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中のもの：2023年1月25日現在)

* 状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

◇ 係属裁判所：大阪地裁→大阪高裁

◇ 裁判の種類：行政訴訟

◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。

◇ 提訴日：2012年6月12日、2020年12月4日一審勝訴！現在控訴審が進行中。

◇ 主な争点：基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつき」の考慮が焦点となっている。

◇ 経過：国は2020年12月17日に控訴。翌年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマについての説明を「弁論準備手続期日」(プレゼン)の形で行うことになった。8月29日の第5回進行協議で裁判所は、基準地震動の評価だけでなく、建物や機

器の耐震安全性の審査内容も説明するよう国に求めた。しかし、11月21日の第6回進行協議で国が提出した第6準備書面は基準地震動策定に関する一般的な内容であり、裁判所は「申請内容と審査内容を訴訟の主要事実として必要な程度まで説明してほしい。それを反映させなければ、判決を書けない。」と国に補充書面を出すことを求めた。国は次回にはこの補充書面と汚染水対策又は基準津波と制御棒のいずれかの書面の2つを出す予定。今後の予定は、第7回進行協議が2023年の2月21日、第8回が5月22日、第9回が8月22日を予定。いずれも非公開だが、「美浜の会」のウェブサイトで経過を知ることは可能。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所:京都地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2012年11月29日
- ◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過:2022年12月6日の第35回口頭弁論では、おおい町名田庄に在住の村上道子さんが意見陳述。原発事故が起こったときの避難の困難性、ヨウ素剤配布の問題などを具体的に主張しました。原告弁護団からは、関電に対する反論として、サイト特性に関する準備書面、関電が漫然と平均値で基準地震動を算出していることについての準備書面等を陳述。次回第36回口頭弁論は、3月2日を予定。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1~4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:大津地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2013年12月24日
- ◇ 主な争点:福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題

等々多岐にわたる。

- ◇ 経過:争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、審理は終盤を迎えている。2022年12月1日の第35回口頭弁論期日では、原告側証人として平尾道雄米原市長の尋問が行われた。平尾市長は、実効性のある避難計画策定が困難な状況のなかで、裁判所には再稼働の前提として避難計画の実効性を見極めてほしいと訴えた。また、昨今の原発回帰の風潮については、10万年も管理が必要なものを脱炭素ということで進めることには首をかしげるとして、人類の未来は原子力ではなく自然エネルギーであり、原子力に頼らない政策が必要だとした。関電側からの反対尋問の内容は、県や他市町との情報共有の問題、実効ある避難計画とは何か、段階的避難の問題などについてであり、裁判所からは、避難手段としてクルマやバスが想定されるが、計画通りに台数を確保することの困難性について質問が行われた。また、堀部裁判長と瀬戸裁判官3月で異動になる可能性があり、その場合に新体制下で6月に予定されている尋問を行うことでよいかという問題提起があった。原告側は、尋問を予定通り行うかどうかは別として新裁判体になった場合にはこれまでの到達点や争点を理解してもらう機会を与えてほしい旨を訴え、被告側は次回の3月9日の進行協議で意見を述べるとした。今後は、3月9日、6月15日、9月14日に口頭弁論期日が予定されている。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2016年4月14日
- ◇ 主な争点:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉圧力容器の中性子照射脆化などが争点。
- ◇ 経過:高浜1、2号機と美浜3号機について、別件として審理が進められている。7月8日の口頭弁論期日(高浜1・2号第23回、美浜3号第21回)では、

住民側は原子炉压力容器の中性子照射脆化に関わるPTS(加圧熱衝撃)評価問題について陳述。ここで審査を行う国も当事者である関電も、原子炉压力容器の中性子照射脆化で問題となるPTS評価に用いる熱伝達率を把握していなかったことが判明！さらに10月3日の口頭弁論期日(高浜1・2号第24回、美浜3号第22回)を経て、12月16日の口頭弁論期日(高浜1・2号第25回、美浜3号第23回)では、原告側は基準地震動、原発賠償集団訴訟最高裁判決について陳述。今後は、3月13日、6月9日に口頭弁論期日が予定されている。

■ 美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2021年6月21日
- ◇ 主な争点:基準地震動、敷地内破碎帯、避難計画。
- ◇ 経過:美浜3号機が再稼働されようとする2日前の2021年6月21日に、福井・大阪・京都の住民9人が申立て。同年10月4日に第1回審尋が行われ、2022年7月4日に第5回審尋が行われて審理は終結。同年12月20日に裁判所は国の審査に不合理な点はないとして差止め却下の決定を出す。住民側は翌2023年1月4日にこの決定を不服として大阪高裁に即時抗告した。第1回の審尋は1月20日現在未定。

■ 美浜原発3号機 New !

- ◇ 係属裁判所:福井地裁
- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2023年1月13日
- ◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。
- ◇ 経過:運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める。第1回の審尋は

1月20日現在未定。

*申立書は当会ホームページにアップしてあります。以下の頁から閲覧等できます。

<https://www.adieunpp.com/index.html>

*12頁の新聞記事参照。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日:2012年6月26日
- ◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。
- ◇ 経過:2022年10月24日の第38回の口頭弁論では、石川教育総研共同代表の半沢英一さんが意見陳述。「原発に御用学者の防御壁」という名句を披露し、「今後一番危険なのは、地球上有数の地震地帯に老朽原発が林立する日本ではないか」と指摘。そして「今脱原発を選択できなかったら、忘れたところに第二の大原発事故に見舞われ、回復不能のダメージを受ける」。その大事故は「なかったとされた断層が動いて志賀原発が全壊し、拡散された放射性物質で能登半島一円が人の住めない場所になるというものかも知れない」と予測し、裁判所に「形式的な作文ではなく、現実に即し歴史の批判に耐えうる判決」を求めた。前回口頭弁論に続いて、裁判長は今回も「規制委員会の判断を待つ」という審理方針を変更する必要はない」とあらためて表明。次回の口頭弁論期日は2023年2月9日。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日:2019年6月18日
- ◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした

行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。

*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇経過：提訴から4年近くを経過した現在、「回復することができない損害」についての裁判所見解をめぐる熱いバトルが続いている。2023年1月11日の第12回口頭弁論では、原告弁護団が提出した「第26準備書面」について、水谷弁護士が要約陳述。この書面は第23準備書面「『回復することができない損害』の意義」を補充する内容で、株主による差止請求権を行使するための要件である「回復することができない損害を生じるおそれ」とは、会社の全資産(北陸電力の場合約1.5兆円)をもってしても償えないような重大事故が発生した場合に限られるとする「裁判所見解」について、多くの学説や立法趣旨からしても、入口で要件を狭めてしまうのはおかしいのではないか、と主張したものである。これに対して、その場で裁判長が「回答」した。裁判所によると、株式会社に回復しがたい損害が生じるかどうかはその会社の規模や業績によって判断される。大規模なインフラ整備を行なう会社などは取締役などの資力を基準にすると、ほとんどの場合に要件を満たすことになり、円滑な業務執行を妨げる。だから「会社が破綻するような損害が生じる場合のみ」とし、最終的には判決で判断すべきもの、と述べた。これに対して、岩淵弁護団長らが直ちに反論。仮に、回復しがたい損害を「会社を破綻させるような損害」と解釈したとしても、審査中の原発を維持するだけでも数千億円の大きな損害が生じるのであり、それを重大事故が起きる場合に限定する必要はない。また、取締役個人の資産を基準にすべきではないとしても、それと会社

の全資産を基準とすることの間には、論理の飛躍があるのではないか、と指摘。裁判所はこの2点を踏まえて「さらに検討する」としました。次回第13回口頭弁論期日は2023年3月20日、次々回第14回は5月31日を予定。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所：東京地裁

◇ 裁判の種類：民事訴訟

◇ 被告：日本原燃株式会社

◇ 提訴日：2020年3月9日

◇ 主な争点：① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。

◇経過：2022年12月20日の第5回口頭弁論期日では、日本基督教団牧師である秋葉正二さんが意見陳述。秋葉さんは「私たちの社会は人間のいのちが等しく大切にされる社会であるべきで、原発は明確な差別の象徴です。」と述べ、「キリスト者として「いのちに対する責任」「正義」「平和」という聖書に根ざした視点が市民社会の公共的価値に適っていることを改めて思い知らされています。いつ再処理工場を襲うかもしれない災害に、可能な予防措置は運転の停止、ひいては廃止のみです。今は一刻千秋の思いで原発のない社会の実現を待望しています。」と結んだ。また原告準備書面15に基づいて、本裁判の争点、主張立証責任、基準地震動が低水準であることと地域特性の関係、観測記録と基準地震動の対比及び被告主張の留意点についてプレゼンが行われた。3月2日に進行協議が予定されており、次回口頭弁論期日は、その際に決まる模様。



美浜3号機差し止め申し立て

40年超原発巡り県民10人

福井地裁

運転開始から四十年を超えて国内で唯一稼働している関西電力美浜原発3号機(美浜町)は年数が経過して安全でないとして、県民十人が十三日、運転差し止めを求める仮処分を福井地裁に申し立てた。

住民側は、美浜3号機の

耐震設計の目安となる地震の揺れを示す基準地震動の設定が低く設定されていることをはじめ地震による事故発生危険性や、事故時に広域避難する際の計画に不備があることなどを主張

立書が届いていないため、コメントは差し控えたい

「立地地域から申し立てに意義」

福井の住民らが会見

県内の住民十人が十三日、関西電力美浜原発3号機の運転差し止めを求める仮処分を福井地裁に申し立てたのは、原発を早期に停

と話した。

美浜3号機は「原則四十年、最長で延長二十年」の現行ルールの下、運転開始から四十年を超える原発として初めて二〇二二年六月に再稼働した。テロ対策の特定重大事故等対処施設も完成している。

大阪地裁が昨年十二月、美浜3号機の高経年化対策や安全性に問題はないとして、原発から約八十キロ圏内の福井、滋賀、京都の三府県の住民九人が運転停止を求めた仮処分の申し立てを却下した。住民側は今日四日、この決定を不服として大阪高裁に即時抗告した。

大阪地裁と違い、運転差し止めの判断が出るこの期待がある。

大阪地裁の判断は、運転開始から四十年を超えて稼働する原発に対して司法が初めてお墨付きを与えた。決定が出るまでに一年近くを要したことから、福井地裁への申し立てでは、早期

に結論を得るため、地震による事故発生危険性と避難計画の不備に争点を絞った。

福井市内で開かれた記者会見には、申立人十人のうち



会見で申し立てに至る経緯を説明する住民と弁護士のら13日、福井市で

[Editor's note] 今回の学習会のテーマ「電気」については、若杉冽著の小説『原発ホワイトアウト』『東京ブラックアウト』(講談社)も参考になります。その一節を紹介・・・「日本の裏支配者とも言えるモンスター・システムは、時を経ずして息を吹き返すことであろう。そしてその悪魔のシステムとともに、日本には、原発をメルトダウンに至らせる1000本以上の送電塔が、無防備のまま残されるのだ」(ホ)「新崎原発で発電された電気は、北新崎幹線と南新崎幹線という二系統の50万ボルトの高圧電線で、それぞれ約200基の鉄塔を介して、関東電力のエリアに送られていた。もし送電線に支障を来し発電した電気を送り出せない、そんな事態に陥れば、エネルギーが蓄積され、原発自体をスクラム(緊急停止)したとしても、外部電源か非常用電源かで冷却し続けられない限り、崩壊熱で炉心がメルトダウンする・・・」(ブ)▼『東京ブラックアウト』の最終章の一節・・・「家が朽ち果ててもシロアリは生き残る。日本が放射能汚染にまみれても、電力マネーに群がる政治家や官僚は生き残る。二度の原発事故を起こしても原発推進は止まらない。それが「電力モンスター・システム」の復元力だった。」。この国の官僚は福島事故によるメルトダウンの最中でも、原発回帰のシナリオを検討していたというのです。現役霞ヶ関官僚(!)による衝撃の書。初版はそれぞれ2013年&2014年です。